

議案第10号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加え

る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可	略	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 <u>（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の4に規定する場合に係るものを除く。）</u>	略
（2） <u>第3条第4項の規定による市町村長への通知</u>			

<p>(3) <u>第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与</u></p> <p>(4) <u>第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告</u></p> <p>(5) <u>第3条の2第2項の規定による許可の取消し</u></p> <p>(6) <u>第49条第1項の規定による立入調査等</u> ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) <u>第50条の規定による報告の徴収</u> ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>		<p>(2) <u>第82条第1項の規定による立入調査等</u> ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(3) <u>第83条の規定による報告の徴収</u> ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	
<p>24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可</u> (同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為 ((2)及び(3)において「特定転用」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(2) <u>第4条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定による農業会議の意見の聴取 (特定転用に係るものを除く。)</p> <p>(3) <u>第4条第5項の規定による国又は県との協議</u> (特定転用に係るものを除く。)</p>	<p>略</p>	<p>24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可</u> (同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為 ((2)において「特定転用」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(2) <u>第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取</u> (特定転用に係るものを除く。)</p>	<p>略</p>

(4) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為 ((5)及び(6)において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)

(5) 第5条第3項又は第5項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取 (特定権利取得に係るものを除く。)

(6) 第5条第4項の規定による国又は県との協議 (特定権利取得に係るものを除く。)

(7) 第49条第1項の規定による立入調査等 ((1)及び(4)に掲げる事務に係るものに限る。)

(8) 第50条の規定による報告の徴収 ((1)及び(4)に掲げる事務に係るものに限る。)

(9) 第51条第1項の規定による許可の取消し等 ((1)及び(4)に掲げる事務に係るものに限る。)

(3) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為 ((4)において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)

(4) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取 (特定権利取得に係るものを除く。)

(5) 第82条第1項の規定による立入調査等 ((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)

(6) 第83条の規定による報告の徴収 ((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)

(7) 第83条の2の規定による許可の取消し等 ((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)

略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表24の4の項及び24の5の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。